

リベラルアーツ概念の歴史的変遷

——レトリックによる「判断力」の養成をめぐる——

玉 田 敦 子 *

ヨーロッパの高等教育の伝統においては、倫理的な判断をする能力の涵養が主軸に据えられてきた。本稿では、プラトンの『国家』に基づいて発展した自由七科をリベラルアーツの起源と捉え、ヨーロッパの思想の中でこの概念がどのように発展したのかを明らかにする。ここでは、まず、ヨーロッパにおけるリベラルアーツの中核を築いたプラトンの教育思想について紹介し、『国家』において弁証法、すなわち哲学的問答法が、国家の指導者の教育における最終段階に設定された理由を示す。また、アリストテレスが『弁論術（レトリケ）』と『ニコマコス倫理学』において論じた倫理的判断力の養成について、アリストテレスが論じた実践的な知、「思慮（フロネシス）」の概念を手がかりに検討する。さらに、古代ローマにおいて体系化された弁論術はヨーロッパの人文学の基礎となり、法曹界と官僚組織が大きく発展した18世紀フランスにおいても統治の基盤となった。本稿ではその経緯を検討し、レトリック教育による倫理的判断力の養成が市民社会の発展に果たした寄与についても明らかにする。

プラトンの思想における「リベラルアーツ」

「リベラルアーツ」はその起源をプラトンの『国家』に求めることができる。プラトンが『国家』において示した知的訓練の方法は、古代ローマにおいて自由七科として体系化され、さまざまな形で近代に継承された。古代から中世にかけて発展した自由七科は、文法、修辞学、弁証法で構成される三学と、算術、幾何、天文学、音楽で構成される四科によって構成されている。そのうち、文法、修辞学、弁証法の三学は言語運用能力を養成することを目的とした方法論で、四科は、数学的思考を学ぶ算術、幾何と、数学的思考と深く結びついた学問で

*人文学部教授—近代フランス文学

本研究は2019-2023年度科学研究費補助金「近代国家の文化的アイデンティティ形成における古代表象の諸相(基盤研究B:19H01247)」による助成を受けておこなわれた。また本稿は2019年12月14日に中部大学中部高等学術研究所の主催にて開催されたシンポジウム「21世紀のリベラルアーツ」における発表原稿を大幅に加筆修正したものである。

ある天文学、音楽である。ここではプラトンが『国家』をはじめとする著作において示した教育の内容について確認しておこう。

プラトンは『国家』の第二巻から第三巻にかけて、人間が将来従事すべき仕事によって、三つの教育を分別すべき必要があると論じている。プラトンによれば、人間にはひたすら生産労働に従事する職人や農民と、国の統治者、すなわち指導者となる人間、そしてその補佐役となる軍人（「守護者」）の三種類が存在する。プラトンは、三つの仕事に就く人間について、幼少期と若年期の教育における適性や習熟度によって選抜をすべきとしている。

『国家』においては、三つの仕事のうち、後世において「リベラルアーツ（アルテース・リベラーレース）」と対置される「機械的技術（アルテース・メカニケー）」に従事する人間の教育は論じられていない。後者の技術をもちいる生産労働は、たとえば「鍛冶屋その他の手職人たちの仕事」や「ガレー船における漕艇や水夫の作業」であるが、プラトンは、人間はそれぞれの自然的な素質に応じた職業に就くべきであるとしている。つまりリベラルアーツを学ぶべき素質をもった人間は、短期間であっても「機械的技術」を要する生産労働に従事したり、そうした仕事の真似をしたりすることはあってはならないとされているのである⁽¹⁾。このため、プラトンは教育論が全体の大部分を占める『国家』において生産労働の技術の習得については全く論じていない。「国の守護者の果たすべき仕事は何よりも重要であるだけに、それだけまた、他のさまざまな仕事から完全に解放されていなければならないだろうし、また最大限の配慮と技術を必要とするだろう⁽²⁾。」このように述べられる『国家』において論じられる教育論とは、あくまで国の統治者やその補佐役となる軍人のための教育論であり、生産労働の技術の習得については、まったく扱われていない。

『国家』においてはさらに、国の守護者になるための教育（第二巻～第三巻）と、国の統治者になるための教育（第六巻～第七巻）とが別々に論じられている。プラトンの言う「国の守護者」とは国を守る役割を果たす人間、すなわち軍人であるが、将来の国の守護者（軍人）と統治者は幼少期に同一の基礎教育（*paideia*）を受けることが求められている。この基礎教育は文芸と音楽による教育、また体育によって構成されており、第七巻で述べられる自由七科の内容とは異なるものである。基礎教育で音楽・文芸・体育の三つの教育が求められるのは、「身体のためには体育が、魂のためには音楽・文芸が」必要だからである⁽³⁾。こうした基礎教育は幼少期の子どもを対象としたものであり、自由七科で扱われる文法の教育や、弁論の作成とは内容が大きく異なっている。たとえば、この基礎教育では、文芸に関しては、最初に寓話を扱うことが推奨されているが、これはフィクションの物語はどんな子どもにとっても素早く吸収され、善悪の概念について効果的な理解をもたらすため、倫理観を形成することを促すと考えられているためである。つまりこの基礎教育は、第七巻以降で論じられる、将来の統治者を鍛える訓練とは異なり、より広く一般的な若年層を対象としているわけである⁽⁴⁾。

この基礎教育は、男性と女性の双方を対象としていることも特徴である。プラトンの『国家』は男女を区別せず、女性にも軍人養成のためのあらゆる教育を受ける権利を与えること

を説く書であることで知られている。プラトンは女性は出産をする性であり、男性と比べて相対的に軍人として戦う際の力が弱いことは認めつつ、他の点については何の遜色もないとして、必ずこの基礎教育を男女共に受けさせるようにと述べている。プラトンによれば、この基礎教育の最大の目的は、音楽や文芸の教育をとおして、倫理観と審美眼を養成することである。このように将来の国の統治者と目される若者だけでなく、軍人にも音楽や文芸の教育が必要とされたのは、プラトンは善悪を的確に判断する倫理観と審美眼は不可分であると考えていたからである。美しい音楽と卓越した文芸は少年少女の魂に深く染み込んで彼らの血肉となり、共通の知的基盤と判断力を備えた正しい人間を養うためである。プラトンは基礎教育が担う音楽と文芸の教育の効用について以下のように述べている。

音楽・文芸による教育は、決定的に重要なのではないか。なぜならば、リズムと調べと言うものは、何にもまして魂の内奥へと深く染み込んでいき、何にもまして力づく魂をつかむものなのであって、人が正しく育てられる場合には、気品がある優美さをもたらしてその人を気品ある人間に形作り、そうでない場合には反対の人間にするのだから。そしてまた、そこでしかるべき正しい教育を与えられた者は、欠陥のあるもの、美しく作られていないものや自然に置いて美しく生じていないものを最も鋭敏に感知して、かくてそれを正当に嫌悪つつ、美しいものこそ賞め讃え、それを歓びそれを魂の中へ迎え入れながら、それら美しいものから糧を得て育まれ、みずから美しくすぐれた人となるだろう⁽⁵⁾。

さらに、この基礎教育は第七巻以降の教育を受ける若者を選別するという機能を担っていた。プラトンによれば、基礎教育における情操教育は、若者を「知覚が鋭いこと、俊敏であること、強靱であること」、さらに、勇敢であり、気概のあることを条件に選別するという機能を果たす。実際、『国家』の第七巻以降で扱われる将来の統治者の教育にアクセスできる若者はほんの一握りのエリートであるため、基礎教育においてはこの選別の機能がとりわけ重要視されていた。幼少期における教育で際立った才覚を示した子どもを選んで、エリート教育としての帝王学を授けよというのがプラトンの狙いである。

これに対して『国家』の第六巻と第七巻で論じられるのは、国の指導者、つまり「統治者」の教育である。古代末期から中世初期のヨーロッパで自由七科の起源として知られるようになるのは、プラトンが『国家』の第六巻と第七巻において描く、国の統治を担うエリートの教育である。プラトンによれば、少年期以降の教育とは、単に少年たちを教育することを目指すものではなく、優秀な青年を見極め、選別する役割を果たすものでもある。なぜならば、プラトンが究極の教育と考える哲学的弁証法を学ぶことを許すのは、将来の統治者として目される、生得的にあらゆる点で卓越したエリートに限られるからである。

この点についてプラトンは第六巻の冒頭において、国の統治に携わる指導者に求められる

素質を定義することを試み、「偽りのなさ、すなわち、いかなることがあっても、けっしてみずからすすんで虚偽を受け入れることなく、これを憎み、そして真実を愛する」と論じる。ここでプラトンは国の指導者は哲学者が担うべきであるという哲人政治の構想を論じているが、このように哲学者が政治を担うべきとされるのは、哲学者こそが〈善のアイデア〉、すなわち「つねに恒常不変のあり方を保つものに触れることのできる人々」であるからである。プラトンによれば「さまざまに変転する雑多な事物のなかにさまよう人々」は哲学者として認められないばかりでなく、国の指導者としても適格ではない⁽⁶⁾。国を支配する指導者は、何よりもまず、プラトン哲学の精髓をなす〈善のアイデア〉に導かれた人間であることが、その資質として求められるのである。

さらに『国家』第七巻は、権力者の教育について詳細に説いていく。プラトンは、17～18歳までを「少年期」として設定し、その時期には、数学的諸学科の自由な学習と文芸、音楽の勉強に勤むべきとしている。この「少年期」における基礎教育の後、それぞれ20歳までの数年間は「体育に専従する」ことが求められる。ところがプラトンにとって、本格的な教育に取り組むことを許されるのは、基礎教育と体育において頭角を現した一部のエリートのみである。プラトンは、このエリートたちを集め、20代の10年間、算術、幾何、天文学、音楽といった数学的諸学科の総合的研究に取り組ませることを求めている。ここで音楽が数学的諸学科の一つとされているのは、プラトンが音楽もまた、音階をめぐる数学的知と考え、重要視していたからである⁽⁷⁾。

中世以降に自由七科として体系化されるのは、このプラトンの論じた教育のうち、18歳までの少年期、また20代のエリートが10年を費やす文芸の修練、そして数学的諸学科と呼ばれている、算術、幾何、天文学、音楽についての訓練である。なおリベラルアーツのリベラルという語は、アルテース・リベラーレースと呼ばれていた自由七科に由来しているわけであるが、すでに述べたようにこれはアルテース・メカニケーに対置される学芸であった。つまり「自由」という形容詞は、現代における用法とはかなり異なるもので、リベラルアーツの「リベラル」という語は、機械的な労働に従事する必要のない自由人、すなわち古代ギリシア世界における特権階級のことを指している。古代ギリシア世界では、各地に散在したポリス同士が常態的に戦争を繰り返す、戦争で負けたポリスの住民が奴隷として、農業や手工業などの生産労働に従事させられていた。その一方、戦争に勝ったポリスの男性市民は、「自由人」として直接民主政の政治に参加してポリスを統治し、時に市民法廷で口頭弁論をおこなうことを求められていた。後にリベラルアーツとして発展するプラトンの教育法は、古代ギリシアにおいてあくまでポリスの統治に携わる市民のための学問と技芸である。

このようにプラトンが『国家』において説くのは、民主政の社会において市民法廷に参加し、直接民主政の政治をおこなう人間という、社会の支配階層を養成する教育の方法である。この統治者の養成のための学問は、プラトンが『メノン』において述べているように「人を支配することを可能にする能力⁽⁸⁾」という圧倒的な権力を付与するもので、プラトンはその

点にきわめて自覚的であった。リベラルアーツは、このプラトンの教育思想を継承するものであり、他者を支配することを可能にする知的能力の養成を目指すものであった。この思想を継承した自由七科も、ギリシア世界における「自由人（支配階層）」と「奴隷（非支配階層）」という古代ギリシアの権力構造を前提としたものがある。一般にリベラルアーツの「リベラル」という語は、支配からの解放による「自由」というように誤読されがちであるが、リベラルアーツの語源的な意味をたどるとすれば、「リベラル」という語が指す自由は、「他者を支配する」ことで得られる相対的な「自由」に過ぎない。つまりリベラルアーツとは、奴隷の存在を前提とした自由人の権能、すなわち支配階層となって他者を支配する能力の養成にほかならない。自由七科や、リベラルアーツの「自由」や「リベラル」という語が、古代ギリシアにおける「自由人＝支配者」対「奴隷（支配される者たち）」という権力構造に根差すものであることを見過ごしてしまえば、以下に述べるように、この学問体系に倫理が必要とされた理由も、理解できなくなってしまうことだろう。

このようにリベラルアーツは、同じ社会に共存する弱者を支配する強者を養成する教育であることから、プラトンの言論に関する思想を発展させたアリストテレスやクインティリアヌスも、支配者としての倫理観の養成を重要視していた。リベラルアーツ教育の「自由」、すなわち権力者の知的能力が悪用された場合、独裁者の凶器となったり、他者を苦しめる危険な武器になったりしかねないからである。

そしてリベラルアーツにおいて倫理観の養成を担うことになったのが弁論術であった。弁論術とはすでに見たように、自由七科のうちで言語運用能力を養成することを目的とした三学のひとつであるが、この三学すなわち文法学、弁論術、弁証法の中で、文法学は文法の規則を習得させるものであり、また弁証法は、アリストテレスが『弁論術』の冒頭で述べるように、普遍的な真理を扱うものであった。文法学、弁論術、弁証法の中で、文法学は文法の規則を習得させるものであり、また弁証法はアリストテレスが『弁論術』の冒頭で述べるように、普遍的な真理を扱うものであった。このため弁論術が倫理的な判断を担うようになったのである。プラトンは、以下に記すように黎明期の弁論術について批判的であり、新たな弁論術の必要性を説いていた。アリストテレスはこれを受けて『弁論術』において、黎明期の弁論術とは異なる新たな弁論術を提案したわけである。

プラトンと弁論術（レトリック）

自由七科の三学のひとつである弁論術（レトリック）を最初に生み出したのは、ギリシア本土のポリスではなく、シチリアのポリス、シラクサであった。地中海の中心に位置するシチリアは、紀元8世紀頃から、地政学的な利点と肥沃な大地を生かし、経済的、文化的、軍事的に著しい発展を遂げて、大ギリシア（マグナ・グラエキア）における覇権を獲得するに

至る。とりわけ紀元前6世紀以降は、アリストテレスの『政治学』において批判の対象となる僭主政治がシチリア各地のポリスで見られるようになり、複雑な姻戚関係を構築した僭主たちは代々の世襲によって複数のポリスを支配するようになる。シチリアの僭主は、経済的な繁栄を背景にギリシア世界の宗教的祭典であったオリンピックで連勝を重ねることで、世俗的な成功を手に入れただけではなく、神から選ばれしポリスとして、ギリシア史上まれに見る栄華を誇るようになった。ところが紀元前5世紀半ばになると、シチリアでは僭主による独裁的な統治に奴隷たちが反旗を翻し、革命を起こして僭主を追放した。その後、民主政となったシチリアでは、それまで僭主が占有していた土地をめぐって混乱が起こり、民衆たちが市民法廷で土地所有権をめぐって訴訟をするようになった。当時は弁護士という仕事なかったため、市民法廷に出る市民は、それぞれ自分自身で弁論術（レトリック）を身に付けねばならなかった。こうして商売として弁論術を教えるプロの弁論術講師が現れ、人々はこぞって指導を受けるようになった。民主政ポリスにおいて、弁論術は社会的上昇を約束する技術であったため需要が高く、アテネをはじめ、ギリシア各地のポリスで弁論術講師はたちまち流行の職業となった⁽⁹⁾。

この弁論術に「レトリケ」という名前を付けたのはプラトンであったが、プラトン自身は、シチリアで発祥し、瞬く間にギリシア全土に広がった弁論術について、必ずしも肯定的ではなかった⁽¹⁰⁾。プラトンが、弁論の技術（レトリック）と弁論術教師について詳しく論じているのは『ゴルギアス』と『パイドロス』であるが、『パイドロス』では、以下のように、弁論術を教えると標榜する人間に近づくのは、基礎的な知識をもたない若い魂を危険にさらすことだと警告している。

ソクラテス：それでは、そもそも弁論術とは、これを全体としてみるならば、「言論による一種の魂の誘導」であるといえるのではないだろうか。（中略）してみると、君、言論の技術というけれども、もしひとが真実を知らずに、相手がどう考えるかということのほうばかり追求したとするならば、どうやらその技術なるものは、何か笑止千万なもの、そして技術としての資格がないものとなるようだね⁽¹¹⁾。

このようにプラトンによれば、言論の技術と呼ばれているものを伝授すると標榜する人間に、何の知識もないまま近づいていくのは危険なことである。他方で、プラトンは、弁論の技術自体を否定しているわけではない。同じく『パイドロス』において以下のように述べられているように、弁論の技術とは、まず真理を習得した上で身に付けるべきものとされていたのである。プラトンは、『パイドロス』においては、「弁論の技術」は「自分自身には自由をもたらすことができるとともに、同時にまた、めいめい自分の住んでいる国において、他人を支配することができるようになる」ものであり、「ほんとうの意味で最大に善いもの」とであると述べているのだ。

ソクラテス：ところで、よき友よ、ぼくたちは必要以上に、言論の技術というものを責めるのに酷でありすぎたのではないだろうか。おそらくこの技術はこういうだろう。「あきれた人たちだね、何をいったい、くだらぬことをしゃべっているのだ。真実を知らずに話し方を学べなどと、私は誰にも命じていないではないか。私が命じるのはこういうことなのだ、つまり、もし私の忠告することになんらかの価値があるとすれば、まず真実をわがものとした上で、この言論の技術を把握しなければならぬということなのだ⁽¹²⁾。

一方でプラトンは、『国家』において、音楽・文芸の訓練の方法を記している。ここでは、優れた西洋の古典を何回も何回も読むことを文芸の訓練とし、優れた作品の良さがわかるようになること、この訓練をとおして真実と虚偽、正しいこととそうでないことを判断できるようになることが重要であるとされている。

神々に誓って、音楽・文芸の場合も、われわれ自身にしても、われわれが国の守護者として教育しなければならぬと言っている者たちにしても、節制や勇氣や自由闊達さや高邁さや全てそれと類縁のもの、他方またそれと反対のものの実際の姿が、いろいろとくり返し現れるのをあらゆる場合に識別し、それらが内在しているあらゆるもののうちに、その実際の姿をも似姿をもともに認識できるようになるまでは、そして小さなもののうちにあろうと大きなもののうちにあろうと、けっしてないがしろにはならない⁽¹³⁾。

ここでプラトンが提唱している音楽と文芸の修練の方法は、ヨーロッパにおける教育の思想の根幹をなし、今も人文学の基盤となっている。中世以降、ヨーロッパでは優れた古典とされる作品を何度も読み、暗唱することによって、自らの鑑識眼を育て、趣味判断の能力を養うことが教育の中心となった。

プラトンの論じる問答法とその危険性

プラトンはあらゆる著作を「哲学的問答」（ディアレクティケー）、すなわち弁証法の形式で執筆している⁽¹⁴⁾。これはプラトンが哲学の目的として掲げる真理の探究には、弁証法が最適と考えているからである。しかしながら、この「哲学的問答法」は全ての人間に開かれた技法ではない。プラトンによれば、この哲学的問答法を使うことができるのは、10代で選ばれ、20代の10年間の教育でさらに篩にかけられたごく少数のエリートだけである。プラトンは『国家』において、幼少期から優れた教育を受けた人間は、20歳になったとき、それまでさまざまな形で別々に学んだことを総合し、各々の学問がもつ内在的な結びつきを俯瞰する形で知る必要があると述べている。

いまや20歳となった若者のなかからとくに選出された者たちは、他の者にまさる榮譽を受けることになるだろう。とともに、その若者たちは、少年時代の教育においてはばらばらに雑然と学習したものを総合して、もろもろの学問がもっている相互の間の、また実在の本性との、内部的な結びつきを全体的な立場から総観するところまで行かなければならない⁽¹⁵⁾。

プラトンは、幼少期から17～18歳までに至る、数学的諸学科の自由な学習と文芸、音楽の勉強で頭角を現した若者を選び、彼らに総合的な学習、もしくは学問の総合化を求めると述べる。哲学的問答法に適した素質をもっているかを試すためのもっとも重要な決め手は、学問に関する総合的な視力であり、長年の教育を経ても30歳の時点でそれを身に付けているのは、ほんのごく一部の特殊な人間である。プラトンによれば、哲学的問答法に適した人間は、「真理を伴侶としつつ実在そのものに至り得る」という大いなる榮譽を受けた特権的な人間なのである⁽¹⁶⁾。

プラトンはまた、10代までの教育を終えたばかりの若者が哲学的問答法を用いることは危険であり、嚴重に警戒する必要があるとしている。学問において未熟な若者が「問答の技術による哲学的議論」に携わることは、「法を無視する精神にかぶれるようになる」という「大きな害悪がともなう」からである。一般的な遵法精神をもっていれば、すぐに危険性に気づく詐欺であっても、法律に関する基礎的な知識がなく、一般的な学問を十分修めていない若者は「法を無視する精神」に引きずり込まれるというのである。さらにプラトンは『国家』において、以下のように、それまでの学習において確固とした知識を得ていない若者が討論に参加する場合、互いを論駁し、傷つけ合う可能性が高いと述べている。

そういう用心のための重要な一策は、そもそも若いときにはその味〔哲学的問答法の喜び〕をおぼえさせないということでは、あるまいか。というのは、君も気づいていると思うが、年端も行かぬ者たちがはじめて議論の仕方の味をおぼえると、面白半分にそれを濫用して、いつももっぱら反論のための反論に用い、彼らを論駁する人々の真似をして自分も他の人たちをやっつけ、そのときそのときにそばにいる人々を議論によって引っぱったり引き裂いたりしては、小犬のように飲むものだ⁽¹⁷⁾。

ここで述べられている「にわか仕込み」の哲学的問答法に関する懸念はプラトンの思想の根幹をなしており、『国家』だけでなく、複数の箇所でも論じられている。たとえば『ソクラテスの弁明』では、ソクラテスの哲学的問答法を見よう見まねで導入した若者たちが、人々の無知を暴露して彼らを傷つけたこと、傷つけられた人々がソクラテスの下に抗議にきたことを述べている⁽¹⁸⁾。また、『ピレポス』においては、哲学的問答に夢中になった若者が、討議をして面白がっているうちに、自分自身が途方にくれてしまい、それからさらに自分の周囲

の人間を困らせる様を描いている。

この味をはじめて覚えた者はいつも、それが若い者だと、何か知恵の宝庫でも発見したようによるこんでしまって、そのよろこびに夢中になり、面白がってあらゆる言論を動かすことになる。ある時は一方へとまるめて、こね合わせて一つにするかと思えば、ある時には逆方向にほどいて、細分するというやり方で、まっ先に一番ひどく自分自身を途方にくれる困惑の状態におとし入れ、次にはいつも自分につながりのある人を、老若同年輩のいずれも問うことなしに困惑させる⁽¹⁹⁾。

プラトンによれば、基礎的な知識を欠く若者に、問題をゼロから自由に考えさせるという試みは、哲学そのものの信用を失わせるものにほかならない。

みずから多くの人々を論駁するとともに、他方また多くの人々から論駁されているうちに、彼らは、以前信じていたものを何ひとつ信じなくなるという状態へと、はげしくまた急速に落ちこんで行く。そしてまさにこれらのことから、彼ら自身だけでなく哲学に関する全てが、他の一般の人々から不信の目で見られることになるのだ⁽²⁰⁾。

このように、プラトンは、哲学に携わることは、文芸と数学的諸学問にわたる、あらゆる学問を究め、さらにその学問の間に存在する内的な結びつきを総合的な視点から俯瞰することができる限られた人間の特権であるとしている。この哲学的問答法に関しても、プラトンは倫理的判断を重要視している。これは倫理的判断を身に付けていない若者が哲学的問答法を用いることになれば、他者を嘲弄した結果、傷つけることになるからである。プラトンは倫理的判断を身に付ける方法として、自由七科に結実する文理双方の学問の重要性を説いたが、アリストテレスは、この倫理的判断を弁論術によって習得すべきとしている。次節においては、なぜアリストテレスが弁証法ではなく、弁論術（レトリック）を倫理的判断の方法として重要視するようになったのかを検討する。

アリストテレスによるレトリック（弁論術）

レトリックは、すでに見たように古代ギリシアのポリスで政治や司法に携わっていた「自由人」と呼ばれる人たちが、弁論を構築するための訓練であった。古代ギリシアにおいては直接民主政の社会の中で、自由人と呼ばれる人たちが、政治機関である民会に参加し、市民法廷で自ら口頭弁論することが求められていたからである。しかしプラトンが『ゴルギアス』や『パイドロス』で批判しているように、黎明期のレトリックは、民会や法廷という言

論の場でゲームに勝つことを目的としていた。プラトン以前のレトリックは、どんな反則も許され、説得に成功したほうが勝つというものであったのである。そもそもレトリックは古代シチリアで、誰に帰属するかわからない土地の所有権を市民法廷で好き勝手に主張するために発達した。それは嘘や詭弁も辞さないという技術であり、だからこそプラトンも弁論術に対して警鐘を鳴らしていたのである。

アリストテレスの『弁論術（レトリケ）』（紀元前四世紀）は、このような弁論術を、倫理的な正しさを重要視する「説得の技術」へと発展させた書物である。三部構成による書物となっているが、実際には第二部が二つのセクションに分かれており、目次を眺めるだけでは実際の構成がわかりにくい。そのため、ここでは簡潔にその内容を確認しておきたい。アリストテレスは『弁論術』の第三部の冒頭において「弁論に関して手がけられるべき研究は三つ、すなわち、一つは、説得手段はどんなところから得られるかということ、二番目は表現方法について、三番目は、弁論の諸部分をどのように配列したらよいかということである⁽²¹⁾」と述べて、この書物の全体の構成を明らかにしている⁽²²⁾。つまりアリストテレスは弁論の構成について、説得手段を得る方法、表現の方法、弁論の内部の配置という三点に分けて論じているわけである。

アリストテレスは弁論においては（1）語り手の性格（*ethos*）、（2）聞き手の感情（*pathos*）、（3）弁論の内容（*logos*）という三つの要素が重要であると述べているが、まず、この三点は三部構成の三つの部分と一致していない。（1）語り手の性格においては「人格」が重要であるとされ、弁論を述べる語り手に求められる性質が論じられる。アリストテレスは『弁論術』において、説得手段がどのような点から得られるかを以下のように論じている。

判定者たちは全て、自分自身が何らかの感情を抱くことによって、或いは、論者がある人柄の人物と受け取ることによって、或いは、弁論による証明が与えられることによって、説得されるのである⁽²³⁾。

他方、（2）聞き手の感情においては「パトス」が重要視される。『弁論術』における、この二点に関する解説は、一見、弁論の作成とは直接的に関係がないように見えるが、実際にはきわめて重要な役割を果たす箇所である。実際、アリストテレスの『弁論術』は、第二巻のほとんどを（2）聞き手の感情（パトス）に割いており、そこでは怒りや恐怖、憐れみなどの概念が定義されている。また、聞き手の感情分析の方法が説かれ、一種の心理学のような記述となっている⁽²⁴⁾。

このようにアリストテレスが定義する弁論術は、プラトンの哲学的問答法と異なり、一人で熟考することによって弁論を作成する方法を説くものである。またアリストテレスの弁論術は、弁証法を用いて絶対的な真理を探究するプラトンの哲学とは異なり、「個別のケース」を対象にする判断を扱うものである。この点について、アリストテレスは以下のように述べている。

弁論術の機能は、われわれが熟考審議の対象とするようなこと、しかも、われわれにはそれを扱う特定の技術がないような事柄について、そしてまた、議論の数多い段階を経て全体を見渡すことも、長い推論の筋道を辿ることもできないような聴衆の間で、はたされる⁽²⁵⁾。

とはいえ弁論術が、レトリックが学問として認められ、市民権を得たのは、アリストテレスが『弁論術』において、あらゆる言説のうち「真実」がもっとも説得の効果が高いとしたことからであった。アリストテレスは『弁論術』の冒頭の部分で、以下のように、説得の効果が一番高いのは真実であり、嘘や詭弁によって人々が説き伏せられることは忌まわしいことであると述べている。

われわれの言う真正の弁論術は役に立つものである。その理由は真実と正しさは、本性上、それらの反対よりも優っているものであり、したがって、悪しき弁論により判定が適正を欠いた形で下される場合には、必然的に、真実と正しさがその反対によって打ち負かされることになるが、これは実に非難されるべきことだからである⁽²⁶⁾。

では、アリストテレスは倫理的な判断をどのようにおこなうべきと考えていたのであろうか。アリストテレスは『ニコマコス倫理学』において、政治における正しい意思決定、法廷における判決を可能にする的確な判断力を「思慮（フロネシス）」という語で定義している。アリストテレスによれば、「思慮とは、人間にとっての善悪にかかわる行為を行うところの、道理をそなえた、魂の真なる状態」である。アリストテレスは、対義語として「ソフィア」という概念を置いているが、ソフィアが数学の公式など、普遍的な真理に対する知識であるのに対して、フロネシス（*phronesis*）は、実践知、臨機応変が求められる判断、つまりその時々への答えが違ってくる判断である。

一方、「思慮（*phronesis*）」については、われわれがどのような人々を「思慮ある人たち」と呼んでいるのかを見きわめたなら、それによって把握できるであろう。まず、自分自身にとって善きもの、利益になるものについて、適切に熟慮する能力のあることが、思慮ある人の特質だと考えられるが、その熟慮とは、たとえば健康を保つためには、あるいは体力をつけるためには、どのようなものが善いものなのか、といった仕方で部分的に考えるのではなくて、まさに「よく生きること（エウ・ゼーン）」全体のためには、いかなることが善いのかを考えることである。そしてこのことの証拠は、われわれがある事柄について「思慮ある人々」と呼ぶのは、その人々が技術のかかわらない領域において、何らかの立派な目的のために理知的によく考える場合である、という事実である⁽²⁷⁾。

このように部分ではなく全体にとっての善きことを考える能力であると定義される「思慮」を、アリストテレスはさらに、「知恵」との対比において説明する。アナクサゴラスやタレスという自然学者たちが、以下のように「知恵はあっても思慮がない」と批判されるのは、彼らが専門的な知識はあっても、「人間の善」には疎いからである。

人々は、アナクサゴラス、タレス、あるいはそれに類する人たちが、自分たち自身に利益となるものについては無知であることをみて、なるほど彼らには、知恵 (*sophia*) はあるけれども思慮 (*phronesis*) がない、と言うのである。そして、そのような人たちが並外れたこと、驚くべきこと、むずかしいこと、神的なことを知っていても、そうした事柄は役に立つものでは無く、彼らは人間の善を探究していない、と人々は主張するのである。「思慮」は、人間的な事柄にかかわり、熟慮の対象となるものごとにかかわる⁽²⁸⁾。

アリストテレスはここで思慮を「人間的な事柄」と呼んで、自然に対する知識と対置して、人間は人間としていかに生きるべきか、どのように判断という行為をするかを問う能力であるとしている。このような実践的な知としての「思慮」に基づく弁論術により、個別の問題に対処することを重視したアリストテレスの姿勢は、プラトンと大きく異なっている。プラトンが重視したのは、議論をとおして唯一絶対の真理を探究する弁証法だったからである。これに対してアリストテレスは、自由七科のうちの三学の二番目に位置づけられる弁論術を重要視して、倫理観を養成する場とみなした。やがてこの弁論術は、古代ローマにおいて、ヨーロッパの人文学の基礎として体系化されていくだろう。この点については、次にクインティリアヌスのレトリック教育を検討することでたどり直しておきたい。

なぜ哲学ではなくレトリックなのか？——クインティリアヌス『弁論家の教育』より

レトリックは、古代ローマにおいて、ヨーロッパの人文学の基礎となる体系的な学問として確立された。当時、レトリックの体系化において、大きな役割を果たしたのは、共和制末期を生きた文人政治家のキケロと、帝政期初期に弁論術教師として活躍したクインティリアヌスであった。『弁論家について』をはじめとするキケロの修辞学理論書とクインティリアヌス書いた『弁論家の教育』は、アリストテレスが『弁論術』で論じたことをラテン語に置き換えただけでなく、さまざまな新しい概念を生み出すことによって、修辞学という学問を大きく発展させることになる。

クインティリアヌスの『弁論家の教育』は12巻に及ぶ大著であるが、現在に至るまで、ヨーロッパの修辞学教育において、理論的な基盤を形成する古典として用いられている。クインティリアヌスによれば、それまでの弁論術 (*artem orandi*) は、全ての学問を修め尽した学生が、学業の最後に習得するものであった。ところが、クインティリアヌスは、『弁論家の

教育』の冒頭において、弁論術、すなわち言説の構築に関する技術は、学問に着手する以前の子どもたちを対象にするべきであるとしている⁽²⁹⁾。クインティリアヌスが、あらゆる学問に対する修練はレトリックを最初の土台とするべきと述べるのは、公的な仕事を果たす人間は、弁論の能力だけではなく、高邁な精神を涵養しなければならないためである。クインティリアヌスは、たとえば第一巻で、以下のように弁論の訓練に、訓育の役割、すなわち人格の陶冶と倫理観の養成を求めている。

私は完全な弁論家を育て上げるつもりであり、完全な弁論家とはよき人物以外ではありえません。それゆえ完全な弁論家には弁論のきわだった能力のみならず、あらゆる徳を私は要求します⁽³⁰⁾。

クインティリアヌスがこのように弁論家に人間としての徳を求めるのもまた、既に述べたように黎明期の弁論術が虚偽や詐欺的な言説を排除しない、いかにわしい技術であったからである。これについて、アリストテレスは弁論術を正しく用いれば人格を陶冶する訓練となるとしていたが、弁論家自身の「エトス（語り手の性格）」を陶冶する方法については、あまり明確に論じていない。それに対してクインティリアヌスは、言説を構築する訓練が人間の人格そのものを完成させる役割を果たすと述べている。さらにクインティリアヌスは哲学からの弁論術の差異化をはかり、「人生の原理は哲学者にまかされるべき」という考えを批判した上で、修辞学を修めることが、市民の条件であり、行政、立法、司法にかかわる上で不可欠であるとしている。

ある人々が考えたように、正しく高潔な人生の原理は哲学者にまかされるべきだという意見を、私は認めるつもりはありません。真の市民（*ciuilis*）であって公私両方の任務（*publicarum priuatarumque rerum*）を果たすのにふさわしく、助言によって国を治め、法によって国をかため、裁きによって国を正すことのできる人は、まことに弁論家以外ではありえないのですから⁽³¹⁾。

ところがヨーロッパでは古くから、判断力はごく一部のエリートだけが生まれながらにしてもっている能力であり、学習によって習得することはできないという考えが流布していた。たとえばプラトンは『国家』において、30歳でエリートとして哲学的問答法に参加できるエリートには生得的な素質が必要であり、そうでない人間を排除するべきであるとして、以下のように述べている。「生まれつきの素質において端正な、しっかりした人々でなければならない、現在のように誰でも行き当たりばったりの、まったく不適当な者がそこへ赴くことがあってはならない⁽³²⁾」。

さらに判断力が生得的な能力であるという根強い偏見の論拠として広く用いられてきたの

が、クインティリアヌスの『弁論家の教育』の以下の一節である。「判断は（中略）味覚や嗅覚と同様に教育の内容にはならないと私は考える⁽³³⁾」。しかしクインティリアヌスがこのように述べている箇所を実際に確認してみると、この部分が一種の格言として切り取られ、誤読の形でひとり歩きしていることがわかる。実際には、クインティリアヌスは、判断力の可塑性に基づいて修辞学理論を構築しており、判断力は誰にとっても研鑽を積みめば身に付けることができるという考えは、むしろ『弁論家の教育』を貫くもっとも重要な思想である。クインティリアヌスは『弁論家の教育』において、判断力は文章を構築する際に不可欠であるだけでなく、生活全体において有益であり、あらゆる技術の根幹となるものだとしているのである。

クインティリアヌスは修辞学の訓練として、キケロやデモステネスといった最高の古典を読むことから始めるようにと論じている。世の中には若年者がわかりやすいものから始めるように言ったり、彼らが魅力的と感じるような華々しい作品を選ぶように言ったりする弁論家もいるけれども、最高の古典から始めることで、正しい判断力を身に付けることができるからである。このように主張するクインティリアヌスは、さらに以下のように続ける。

この種の勉強〔弁論を読むこと〕こそは、ありとあらゆる弁論術の技法書よりも、生徒に多くのことを教えてくれるでしょう。技法書が大いに助けとなることに疑問の余地はありませんが、さらに幅を広げて、ほとんど毎日のように生じるあらゆる種類の事例を網羅することがはたして可能でしょうか。たとえば、戦術の場合がそうです。〔技法書は〕ある種の一般的規則を教えてくれるかもしれませんが、事柄、時、場所に応じて各々の司令官がどのような方法を用いたかを——賢明に用いたのであろうとその逆であらうと——知ることのほうがはるかに役に立つでしょう。というのも、およそあらゆることにおいて、規則は経験には及ばないのですから。先生が生徒たちの模範となるように模擬弁論をおこなうこともできるでしょうが、キケロやデモステネスの〔弁論を読む〕ほうが、いっそう役に立つのではないのでしょうか⁽³⁴⁾。

このように「優れた古典を読む」ことを弁論術の学習の根幹とした点は、プラトンも同じである。しかしプラトンが学問に取り組む条件として「育ちの良さ」や天性の素質を求め、エリートだけを教育の対象と考えていたのに対して、クインティリアヌスは勉強をして研鑽を積みめば、誰もが市民としての判断力を身に着けることができるとする。クインティリアヌスの『弁論家の教育』は、アリストテレスの『弁論術』、キケロの『弁論家について』といった古典古代の修辞学理論を以下のように伝えている。

弁論の体系全体は、大部分の、また最善の著作家たちが伝えているところによれば、五つの部分からなっています。すなわち発想 (*inuentio*)、配列 (*dispositio*)、措辞 (*elocutio*)、記憶 (*memoria*)、口演 (*pronuntiatio*) ないし、実演 (*actio*) です⁽³⁵⁾。

クインティリアヌスによれば、弁論は以下の過程をとおして完成されるもので、「発見法」「配置法」「表現法」の三分法で構成されていた。まず「発見法」において、言説の主題にふさわしい話題を見出し、次の「配置法」により話の題材の全体における配置が定められ、「表現法」において、言説の主題をよりよく表現するために効果的な文体を選択する必要があるとされた。修辞学が弁論術として用いられる場合には、この三分法に「記憶法」と「演示法」が加えられた。

- ①弁論の主題を選んで決める方法を説く「発見法 (invention)」
- ②伝えるべきことを整理して構想を練る方法を伝える「配置法 (disposition)」
- ③適切な文体を選択する方法を論じる「表現法 (elocution)」
- ④効果的な弁舌を方法として説く「演示法 (action)」
- ⑤弁論を暗唱する方法を説く「記憶法 (memory)」⁽³⁶⁾

一般に、①発見法、②配置法、③表現法までの書きことばの方法論は「修辞学 (rhetoric)」、これに④演示法と⑤記憶法を加えたものは「雄弁 (eloquence)」もしくは「弁論術」と呼ばれている。

しかし、クインティリアヌスは上の五段階の方法論に加えて、判断を六つ目の方法として付け加えるべきと論じている。なぜならば、クインティリアヌスにとって「判断」は他の五段階の全ての方法とかかわりをもつ上に、「判断」の能力が存在しなければ、発見も配置も表現も何もかもが不可能だからである。

発想の次に判断を置き、以上の五つの六番目の部分を加えた人たちがいます。まず発想をして、その次には判断をするというのです。私に言わせれば、判断していないひとが発想することなどは、まったく信じられないことです。というのもだれについても、矛盾したこと、どちらにもとれること、ばかげたことを発想したなどとは言えないのであって、そうしたことはうっかりもらしてしまったと言うべきだからです。そしてたしかにキケロは弁論術書において発想のうちに判断を含めました。しかし私には、判断ははじめの三部分とあまりに分かちがたく結びついているように思われ（というのも判断なしには配列も措辞もありえないでしょうから）、口演もまたきわめて多くのものを判断に負っていると私は考えます⁽³⁷⁾。

アリストテレスは『ニコマコス倫理学』で「フロネシス (思慮)」について論じつつ、『弁論術』で同義の「熟慮」について論じるときには、「フロネシス」という用語自体は使用していない。ところがクインティリアヌスは「熟慮」についてラテン語の *consilius* を使って以下のように定義している。

判断と熟慮では大差ないと思いますが、ただ、前者が、露わになっている事柄に適用されるのに対して、後者は、隠れていてまだまったく見いだされていなかったり疑わしかったりする事柄に適用されます。そして判断はきわめてしばしば確実ですが、熟慮は、深いところで要求される一種の推理で、たいてい複数のものを秤にかけて比較するものであり、みずからのうちに発見と判定を含んでいるのです⁽³⁸⁾。

クインティリアヌスは続く箇所において、キケロのウェレス弾劾裁判、『クルエンティウス弁護』、そしてデモステネスの『ピリッポス弾劾』を挙げて「熟慮」がどのように役に立つのかを論じているが、この章の結論部分では「弁論においてのみならず人生全体において熟慮に先立つものはなく、これがなくてはその他の技術を教授することは空しい」と述べている。つまりクインティリアヌスが「熟慮 (*consilium*)」と呼ぶこの判断力は、弁論術という範疇を超えて、人間の教育においてもっとも重要なものとされているのである。

本稿では、最後に、18世紀のフランスにおいて、古典の学習による言語運用能力が、世襲的な身分や経済力から独立した「文化資本」として求められるようになる過程を見ていきたい。

啓蒙期における修辞学教育

フランスではルネサンス期に文芸復興の一環として設立された全寮制の中等・高等教育機関、コレージュにおいて修辞学教育が発展した。各地のコレージュは、それぞれ宗教戦争の拡大によって被害を受けたが、対抗宗教改革の流れの中で、イエズス会を中心にしたカトリック系の修道会がコレージュの運営に着手した上に、国王がフランス中に点在するコレージュを開封勅書によって承認したことから、コレージュは、王権とカトリック教会という巨大な権力を後ろ盾として発展することになった。

ルネサンス期の修辞学教育においてはラテン語が使用されていたが、コレージュでは、まず3年から4年の文法課程を経た学生が修辞学課程に進学していた。修辞学に関しては、アリストテレスやキケロ、クインティリアヌスらが構築した理論に基づき、入念な修辞学教育が施されることになった。他方、その中でさらに優秀な学生は哲学課程に進学していたが、修辞学課程を終えた後に哲学課程に進学するのは、ごく一部の学生のみであった。プラトンが『国家』で論じた構想のうち、討議をとおして真理を探究する哲学を学ぶ学生は限られた少数のエリートにするという点が尊重されていたわけである。修道会の中でも、イエズス会を運営主体とするコレージュは、優秀な人材を聖職者として選別するために、全寮制の教育が商人、農民、手工業者を含めたあらゆる階層の学生を対象に無償でおこなっていたため、もっとも人気があった。ただ、17世紀以降、修辞学教育は多くの場合ラテン語とフランス語の翻訳を繰り返す作業となり、「言説を構築する方法を学ぶ」という本来の機能を失っていく。

ところがフランスでは18世紀になると、法曹界の拡大、官僚組織の発展、商業ブルジョワジーの台頭によって身分制社会の流動化が進んだ。このため平民の中にも、高等教育、特に修辞学教育の普及によって司法・行政職に就く人々が現れるようになる。フランソワ・ドゥ・ダンヴィルという教育史学者は、コレージュの学生のうち貴族は少数派で、半数近くが、裕福とはいえない階層の出身であったため、フランス語を身に付けた平民から、一般に法服貴族と呼ばれる新しい特権階級が育っていったと述べている。実際、16世紀から18世紀にかけて、コレージュでは平民の子弟が90%以上であるのに対して、貴族は数%しかいないという状況であった。これはイエズス会が神父を養成するための無償の教育をしていたため、知的な階級社会が再編されたということを示している。この結果、フランス語での司法、行政の組織と商業のシステムが確立され、学芸、司法、行政、商業にかかわる人間には、フランス語が完璧に読み書きできることが求められるようになった。こうした社会的な需要から、コレージュでの教育がフランス語を中心におこなわれるようになり、学生の数もさらに増加していった。その結果として1700年から1715年にかけて17世紀後半のフランス文学を模範とする新しいフランス語修辞学が広まることになった⁽³⁹⁾。

18世紀のフランスにおける教育では、道徳的な価値判断である「習俗 (mœurs)」が重要視されていた。習俗とは、形容詞「道徳の (moral)」のもとになる「道徳」に関する規範概念、すなわち法の外で法とともに人間の行動を規定する基準の役割を果たすものである。この「習俗」の純化を担っていたのは、やはり修辞学教育における「弁論」の訓練である。18世紀のフランス史を専門とする研究者、ロジェ・シャルティエは、古典的教育、つまりイエズス会などの修道会が運営したコレージュでの修辞学課程が、神父を育てるとともに、言説を扱うことのできる人間——国王諮問会議評定官、裁判官、弁護士といった羨望に値する地位を占める人間を養成する役割を担ったと述べている⁽⁴⁰⁾。つまり、18世紀フランスにおいては、アリストテレス以来、西欧の教育において重要視された、弁論の技術を身に付けた若者が法廷や行政の場において活躍することになったのである。フランス語の運用能力を習得することは、平民出身の学生たちにとって、聖職者、法服貴族といった支配階級になるための手段となった。このことからフランス語修辞学教育は、社会階層の流動化を導き、全く新しい階層を生み出した。三角貿易の拡大によって裕福な商人が官職を購入して貴族になっていく一方で、第三身分は弁論の技術、またそれが立脚する倫理的判断力を習得した。すでに述べたようにイエズス会のコレージュでは無償の教育がおこなわれていたことから、この倫理的判断力は、経済的資本から独立した、新たな文化的資本として立ち現れた。

一方、ルネ・バリバルという歴史研究者は以下のように述べている。「球戯場の誓いの参加者はみな、コレージュ、神学校を出ているか、あるいは、同じ文化共同体に属した教師の教えを受けた者であった。そして彼らの誰もにとって、文芸の修練は、世襲的な特権、権力や財力があることに相当する価値をもつものだったのである⁽⁴¹⁾。」つまり、18世紀フランスにおいて、ラテン語とフランス語における古典的教育による判断力の習得は、社会的上昇の

条件となったのである。ルネ・バリバールによれば、文芸の修練に基づいた高度なフランス語の運用能力は、アンシャン・レジーム期において、平民が行政や司法の分野で、平民のまま「法服貴族」として出世するための手段として用いられていた。ラテン語が読み書きできて古典を暗唱している上に、近代語であるフランス語で論理的な弁論を作成することができるとは新たな特権となったわけである。結果としては、修辞学で判断力を磨き自分の言葉で弁論を作成できるようになった平民が革命を起こし、新しい社会を構築することになった。

結びにかえて

中世をとおして発展したリベラルアーツのうち、プラトンが重要視した魂の陶冶は、アリストテレス以降、弁論術が担うことになった。本稿では、アリストテレス、クインティリアヌスにおける「熟慮（*phronesis*）」の概念を軸に、弁論術が倫理的判断を養う役割を付与されるようになった経緯を論じた。西欧において、文芸教育の形でなされた教養教育は、ギリシア・ローマの古典、また各時代に自国の古典とされた作品を繰り返し読むことによって、倫理的な判断力を養成することを最終的な目的としてきた。クインティリアヌスが述べるように言語をどのように用いるかを決定するのは、発話者個人の倫理的判断力に負うところが大きいからである。

古典古代の教育理論が示すとおり、言論の技術の習得において何より重要なのは善悪を判断する能力を身に付けることである。倫理的な判断をする能力に配慮をせずに、若者に学問を授けるならば、プラトンが警戒したように詭弁や詐術を駆使するだけの詐欺師ばかりが跋扈することになってしまうからである。リベラルアーツは、西欧の中世から啓蒙期にかけて、自由人として他者を支配する指導者たちの教育として発展したが、19世紀以降においては、修辞学は倫理的な判断の能力の習得という本来の役割を失い、単なる言論の技術とされることで換骨奪胎された。このことから、21世紀の世界で流行しているリベラルアーツは、黎明期の弁論術のように倫理観の養成を軽視したものとなっており、どこか古色蒼然とした気配を漂わせている。しかしながら、現在、本来のリベラルアーツの精神を取りもどすためには、詭弁や詐術を排除し、正しいことを見極める判断力に焦点を当てる必要がある。今こそ、古代ギリシア由来のリベラルアーツに立ちもどる必要があるのではないだろうか。

注

- (1) プラトン「国家」藤沢令夫訳『プラトン全集 11』（岩波書店、1975年）第三巻、396A-B、203～204頁。
- (2) 同書、第二巻、374D-E、147頁。
- (3) 同書、第二巻、376E、153頁。

- (4) H. I. マルー『古代教育文化史』（岩波書店、1985年）96～98頁。
- (5) 同書、第三巻、401D-E、219頁。
- (6) 同書、第六巻、484B-485C、418～421頁。
- (7) 同書、第七巻、536D-537D 547～550頁
- (8) プラトン「メノン」『プラトン全集9』藤沢令夫訳（岩波書店、1974年）、73D、255頁。
- (9) 玉田敦子「レトリック発祥の地の輝き—紀元前5世紀の南シチリアにおける僭主政とオリンピック」『人文学部研究論集』第41号（2019年）、41～69頁。
- (10) 玉田敦子「批判と礼賛—プラトンにおけるレトリックの地位」『人文学部研究論集』第44号（2020年）、83～99頁。
- (11) プラトン「パイドロス」『プラトン全集5』藤沢令夫訳（岩波書店、1974年）、261A-262C、217～222頁。
- (12) 同書、260D、215頁。
- (13) プラトン「国家」前掲書、402B-C、220頁。
- (14) 納富信留『プラトンとの哲学—対話篇を読む』（岩波新書、2015年）
- (15) プラトン「国家」前掲書、第七巻、537B-C、549頁。
- (16) 同書、第七巻、537D、550頁。
- (17) 同書、第七巻、539A-B、553-554頁。
- (18) プラトン「ソクラテスの弁明」『プラトン全集1』田中美知太郎訳（岩波書店、1975年）23C、66頁。
- (19) プラトン「ピレポス」『プラトン全集4』田中美知太郎訳（岩波書店、1975年）15D-E、180頁。
- (20) プラトン「国家」前掲書、539B-C、554頁。
- (21) 同書、第一巻1356a、32～33頁。
- (22) アリストテレス『弁論術』戸塚七郎訳（岩波文庫、1992年、2013年）第三巻、1403b、304頁。
- (23) 同書、第三巻、1403b、304頁。
- (24) Olivier Reboul, *Introduction à la rhétorique*, Paris, P.U.F., 1991, p. 60.
- (25) 同書、第一巻、1357a、37頁。
- (26) 同書、第一巻1355a-d、27頁。
- (27) アリストテレス『ニコマコス倫理学』朴一功訳（京都大学 西洋古典叢書、2002年）第六巻、第5章、1140a-b、264頁。
- (28) 同書、第7章、1141b、271～272頁。（35頁の脚注において述べたように、本稿は中部高等学術研究所が共同研究「人文学の再構築」の一環として、2019年12月に開催したシンポジウム『21世紀のリベラルアーツ』における報告を大幅に加筆修正したものである。このシンポジウムでは、石原修学長による主催校挨拶の後、石井洋二郎、玉田敦子、藤垣裕子、國分功一郎、隠岐さや香（敬称略）が順に報告をした（<https://www.chubu.ac.jp/news2/detail-4133.html>）。当日は、筆者が、リベラルアーツ教育においては、アリストテレスが『ニコマコス倫理学』において定義する「フロネシス」、すなわち臨機応変な対応を可能にする判断力の涵養が求められると論じたことで、筆者の問題提起に三名のパネリストが反応する形で「フロネシス」の概念について議論がおこなわれた。しかしながら、上記のシンポジウムに基づいて、2020年12月に刊行された書籍『21世紀リベラルアーツ』（水声社）においては、筆者の原稿が掲載されず、登壇者の報告順序が示されていないため、2019年のシンポジウムにおいてなされたフロネシス概念に関する議論が見えにくくなっている。たとえば國分功一郎氏は、上記のシンポジウムにおいて、筆者が配付資料で言及した「ソフィアとフロネシスの概念」、そしてこの『ニコマコス倫理学』の第7章1114bを引用し、当日の筆者の報告を受ける形で持論を展開している。國分氏によれば、古代社会における政治参加は自由人が担う一種の「苦役」であり、プラトンが構想したリベラルアーツ

教育は「反学問的な行為」にほかならない。一方、筆者の主張は、2019年のシンポジウムから本稿に至るまで、一貫してプラトンが『国家』において論じた教育思想を西欧のリベラルアーツ教育の源泉と見なすものであり、國分功一郎氏の記述とは異なるものである。本稿において論じたように、『国家』においては、普遍的な知識である「ソフィア」を十全に身に付けた若者だけが、30代において哲学と政治参加をとおして「フロネシス」的な実践知に到達し、学問と政治を両立して学び続けることができるとされている。プラトンが『国家』において示す「哲人政治」の理想は、国家の統治を担う指導者が生涯にわたって哲学的探求と政治参加を両立させることであるが、この理想は現在も英国、フランスやドイツなど西欧諸国におけるエリート教育と政治機構において生かされている。）

- (29) クインティリアヌス『弁論家の教育1』森谷宇一他訳（京都大学出版会 西洋古典叢書、2005年）第一巻序論、7頁。
- (30) 同書、第一巻序論、8頁。
- (31) 同書、第一巻序論、8頁。
- (32) プラトン「国家」前掲書、539D、554頁。
- (33) クインティリアヌス『弁論科の教育3』森谷宇一他訳（京都大学出版会 西洋古典叢書、2013年）、第六巻第五章、96頁。
- (34) クインティリアヌス『弁論家の教育1』前掲書、第二巻第五章、162～163頁。
- (35) クインティリアヌス『弁論家の教育2』森谷宇一他訳（京都大学出版会 西洋古典叢書、2009年）第三巻第三章、16頁。
- (36) 同書、第三巻第三章、16～21頁。
- (37) 同書、第三巻第三章、17頁。
- (38) クインティリアヌス『弁論家の教育3』森谷宇一他訳（京都大学出版会 西洋古典叢書、2013年）第六巻第五章、96～97頁。
- (39) Bernart Lamy, *La rhétorique ou l'art de parler*, éd. Benoît Timmermans, Presses universitaires de France, 1998.
- (40) Roger Chartier, Dominique Julia, Marie-Madeleine Compère, *L'éducation en France du XVI^e au XVIII^e siècle*, 1976, pp. 196-197. 近代のヨーロッパでは、日本語において修辞学と訳されるレトリック (rhetoric) は書き言葉の訓練、近代語において「弁論術」や「雄弁」と訳されるエロカンス (eloquence) が口頭弁論の訓練を指すようになった。ところが中世末期から近世にかけて議会弁論が発展した英国と異なり、フランスでは、1614年以降、一度も議会が開催されることはなかった。1789年、革命直前に175年ぶりに三部会が開催されることになったものの、議論に至るまでもなく閉会となり、球戯場の誓いによって設立がなされた憲法制定議会においても、その後の国民公会においても議員たちの間における議論がまとまることはなかった。一方、フランスにおいては、16世紀以降、印刷物、すなわち文字に書かれた弁論が政治の世界で重要な役割を果たすようになる。宗教戦争期には、カトリックとプロテスタントの両派によって、膨大な数の政治パンフレットが生み出された。ルイ13世の宰相、リシュリューもこうした文書が政治的な役割を果たすことを熟知しており、宰相就任後、印刷物の統制を強化すると同時に、自らも週刊誌『ガゼット』を刊行して官製情報を流布するなど、印刷物を積極的に政治利用するようになる。（嶋中博章「第4章：絶対王政と宮廷社会」上垣豊編『はじめて学ぶフランスの歴史と文化』（ミネルヴァ書房、2020年）77～92頁。）
- (41) Renée Balibar, *Le Français National, Politique et pratiques de la langue nationale sous la Révolution Française*, Hachette, 1972, p. 43.

（2020年10月22日 受理）